平成２７年（フ）第２２７号
東京都町田市大蔵町308番地１大真205
債務者　原田　照文
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２４号
栃木県さくら市氏家3509番地124
債務者　青木　祐弥（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４２号
栃木県鹿沼市晃望台１番地42
債務者　高橋　睦美
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８０号
静岡市駿河区下川原６丁目５番31号
債務者　須川新二郎
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５９号
横浜市金沢区富岡東１丁目６番２号　サンワヒルズ201号
債務者　本岡　　豪
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
愛知県西尾市米津町桜道82番地１　エステート松崎Ａ棟103号室
債務者　米岡　美和
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月10日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１６６号
千葉県市原市五井西３丁目６番地９　シーガルⅠ―101
破産者　松山　晃司
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１６７号
茨城県守谷市美園４丁目１番５号美園ビル３Ｂ
破産者　株式会社エルプランニング
1　決定年月日　平成27年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９７号
静岡県沼津市岡宮954番地の３グリーンハイツＭ壱番館201、開始決定時の住所福岡市東区箱崎１―36―40―403
破産者　向　　実
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２９８号
埼玉県吉川市中野232番地、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区新田２丁目９番32号
破産者　ＴＷＩＮ　ＳＴＡＲ　ＬＯＧＩＳＴＩＣＳ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２９９号
埼玉県吉川市中野99番地１
破産者　株式会社ＭＴ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９８７号
東京都墨田区江東橋２丁目２番３号
破産者　株式会社住宅検査保証協会
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４２６号
東京都足立区小台１丁目５－３―703
破産者　三村　哲真
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９５号
東京都杉並区高井戸西２丁目13番23号
破産者　株式会社今井工業
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５号
東京都足立区綾瀬２丁目24番８号
破産者　株式会社城東
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７０７号
東京都国立市泉２丁目３－２－３―704
破産者　坂本　正鎮
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７号
東京都町田市つくし野４丁目29―１
破産者　山澤　賢一
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２２号
埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目２―１―302
破産者　中村　俊郎
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４３９号
東京都中野区若宮３丁目58―９―202
破産者　野口　正男
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部